

TOHOKU UNIVERSITY
LAW SCHOOL

東北大学 法科大学院 2010



知の拠点、「東北大学法科大学院」へ



法学研究科長
芹澤 英明

法理論と法実務の高度な連携

東北大学法科大学院の第1の特徴は、「優れた法曹の養成」を目的としているということです。修了者が裁判官・検察官・弁護士のどのプロフェッションに進んでも、常にその中でトップクラスの実力を持った法律家になることができるように、充実したカリキュラムが組まれています。現在、法実務の世界は、専門分化が激しく、ジェネラリストより、スペシャリストに対するニーズが高まっています。例えば、金融や知的財産、また渉外法務でもかなり専門化が進んでいますし、企業法務の中ではM&Aやデリバティブ取引といった、非常に高度な分野が発展しています。刑事でも、経済犯罪やホワイトカラー犯罪、場合によっては、知財関係の犯罪も扱わなければなりません。これらの法実務では、かなり高度な知識と技能を必要としますが、このような専門化した実務に対応するためには、まず、法科大学院の2年あるいは3年の課程で六法を中心とした法律基本科目の基礎的な理論をしっかりと理解する必要があります。基本的な法分野をよく理解して、しっかりと理論的土台をつくらないと、実社会で高度な発展を続ける法実務に対応することはできません。法学未修者の方にとっての1年次配当科目と、既修者が加わる2年次に配当されている実務民事法・実務刑事法・実務公法の3科目は、ハードで充実した教育内容を備え、本法科大学院カリキュラムの中心を占めています。

本法科大学院の第2の特徴は、研究者と実務家が協力合って教育しているというところにあります。法科大学院によっては、研究者は法律基本科目だけを教え、実務家は実務基礎科目を教えるというように、完全に役割が分離しているところがありますが、東北大学法科大学院はこれとは異なり、研究者と実務家が共に、法律基本科目と実務基礎科目を協力して教えています。カリキュラムの中で法実務と理論が架橋されているので、理論は理論だけ、実務は実務だけお互い別の方向を向いて教えるというわけにはいきません。研究者も実務家も、スタッフはそれぞれの分野で一流の教員であり、法実務の理論的分析、法理論の実践的応用について、日々分かりやすくかつ高度な授業が行われています。

最後に、法律基本科目や実務基礎科目だけではなく、展開・先端科目や基礎法・隣接科目も、教養を深めるという点でも重要です。法理論・法実務が専門分化した後に、本当に実力が試されるのは、その専門分野ではなくて、幅広い法律全体の知識、法と政治・経済社会の動きとの関連についての深い理解であり、そのような素養があることが重要な意味を持ちます。本法科大学院のカリキュラムはこの点でも充実しています。例えば、「法曹倫理」では、法律家になった時に必要な倫理の基本を学びますが、それは利益相反といった極めて実践的なことだけではなく、倫理学や法理学でいわゆる正義論という理論的な根拠論に絡んでいます。法律家は場合によっては官庁に入ったり議員になったりして、立法に携わることもあるでしょうが、そこでは、法律の解釈・適用ではなく、政策立案能力も試されます。そんなとき、ここで「法と経済学」という科目で政策科学の基礎を学んでおけば、思わぬ実力を発揮することができそうです。

法科大学院では少人数のクラスで双方向授業を行っています。その中心は、ケースメソッドを使った教員と学生との質疑応答ですが、実は、学生同士の議論や双方向の勉強会もとても重要です。是非、ここで共に学ぶ関係をつくり、さらに先輩後輩関係を築いていってください。そのために、私たちは、講義演習のための設備を充実するだけでなく、学生同士の勉強会を開くための学習環境も着実に整備拡充しています。2010年の夏には、エクステンション棟が完成し、新しい法政実務図書室や模擬法廷教室、研究室、コモンルーム、法政実務教育研究センター室等ができ、先輩法曹が自由に在学生と交流できる環境が整う予定です。仙台は、落ち着いた勉強できる杜の都、ここで法を学ぶことで、各分野で活躍しながら、次代の実務家・研究者を育てる「優れた法曹」となることを是非目指してください。



法科大学院長
坂田 宏

法を学び、人に真似ぶ

従来の法学教育と法科大学院教育との違いとは何でしょうか。従来、実定法の法学教育では、概念を中核とした法解釈に比重が置かれてきました。もちろん、判例研究など、事実から出発する研究に裏打ちされていたのですが、学生の立場からみれば、概念操作のみが目立っていたのかも知れません。それに対する反作用として現れたのが、正解指向のマニュアル教育でありました。

しかし、法科大学院の教育は違います。第1年次では、従来と同様、法律基本科目をマスターしなければなりませんが、第2年次では、一般社会にある生の事実を想定し、複数の法的解決の可能性を見出しつつ、妥当な解決方法に至る道筋を学ぶことになります。従来の法学教育が、表面上、軽視しがちであった部分に比重を置いた教育です。それは、真に法曹となる基本的素養でもあると言えます。

みなさんの中には、新司法試験のことが気になる方も多いでしょう。ある意味で、やむをえないことです。しかし、正解を並べ立てるだけの「答練」では、法曹になるべき素養を身につけることはできません。事実から出発し、法的な概念を適切に用いることにより、事実関係に妥当な法を適用するという法科大学院の教育こそ、法解釈と法適用とを適正に結びつけたものであって、遠回りに見えても正道であり、最短距離だと言えます。

みなさんは、3年あるいは2年の間、法を学ぶことになります。学ぶの語源は「真似ぶ」であるとする有力説があります。法を学ぶことは、人に真似ぶことでもあります。東北大学法科大学院のスタッフは非常に充実しています。実務家教員は実務の、研究者教員は理論の専門家です。みなさんは、様々な問題点にぶつかり、悩み、解決に至った経験を持ち合わせたこれらの教員に真似んでいただきたい。法を学び、人に真似ぶ法科大学院生として、善き法曹を目指してください。

「優れた法曹」を目指す!

一口に法曹といっても、裁判官、検察官、弁護士は、それぞれに異なった役割を担っています。たとえば、裁判官であれば民事・刑事・家事のいずれを担当するか、また、同じく民事と呼ばれるものの中でも、行政事件・知的財産権関係事件など特別な分野を担当するか、検察官であれば捜査・公判のいずれを主に担当するか等によって、仕事の内容は大いに異なってきます。さらに、弁護士も、裁判を中心とした仕事（一般民事事件・家事事件・商事事件・刑事事件等）から企業法務や渉外契約交渉の仕事に至るまで、実にさまざまな分野をカバーしなければなりません。

東北大学法科大学院は、このように広範囲にわたる法曹の仕事のうち、とくにどれかを重視してそれに強い法曹を養成するという方針をとるものではなく、むしろ具体的にどの職種についてどのような分野の仕事に従事するかにかかわらず、以下のような能力と資質を備えている者を21世紀の「優れた法曹」と位置づけて教育を行います。

- ① 現行法体系全体の構造を正確に理解する。
- ② 冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見する。
- ③ 具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する。
- ④ 緻密で的確な論理展開をする。
- ⑤ 他人とのコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）をもつ。
- ⑥ 知的なエリートとしての誇りをもち、それに伴う責務を自覚している。

このような資質と能力を備えた者であれば、優れた法曹として社会に貢献することができるでしょう。具体的な職種や仕事の分野そのものは、今後の社会の進展に伴ってさまざまな形でその需要・必要性を変化させていくことが予想されますが、このような21世紀の「優れた法曹」であれば、時代の新しい変化に対応しつつ、法曹としての活躍が期待できるものと考えます。

このような「優れた法曹」を養成するという目的を実現するために、東北大学法科大学院では、次のような教育を行います。

I 理論的な法律の基礎の体得を目指す教育

「優れた法曹」となるためには、法曹実務についての知識と並んで、法理論についての深い理解がきわめて重要です。理論的基礎の修得により、法曹実務の知識が確固たるものとなり、新しく生起する問題に実務法曹としての的確にまた創造的に対処することができるでしょう。このような理論的基礎については、主として1年次の基本的な科目と2年次の基幹科目（実務民事法、実務刑事法、実務公法）で重点的に学ぶことになります。

III 先端的・学術的・現代的・国際的な科目の充実

多彩な研究者教員を擁していることを活かして、先端的・学術的・現代的・国際的な分野についても充実した授業科目を提供します（基礎法・隣接科目、展開・先端科目）。このような科目の履修により、視野を広げ、将来、専門的な分野で活躍するための基盤をつくりあげることを狙いとしています。

II 理論と架橋した法曹実務教育

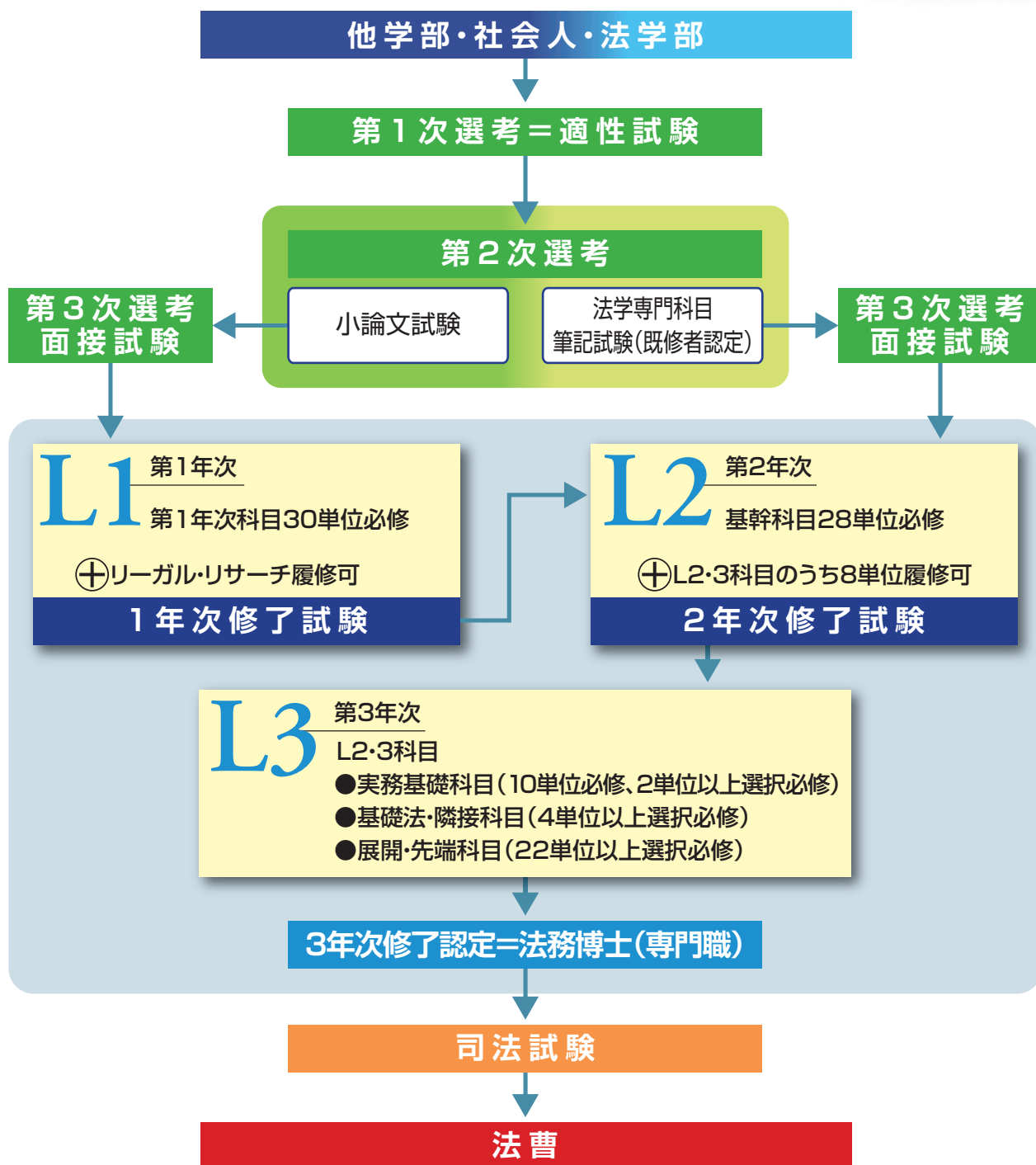
法曹実務についても、理論的な問題との架橋を十分に意識しつつ、一定の知識を修得させ関心をはぐむカリキュラムを提供します。具体的には、2年次・3年次の実務基礎科目（法曹倫理、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習、民事要件事実基礎、刑事事実認定論、リーガル・リサーチ、リーガル・クリニック、ローヤリング、エクスターンシップ、模擬裁判）等において、実務家教員と研究者教員から法曹実務教育を受けることになります。

IV 25名(1年次)及び40名(2年次)を標準とした少人数教育

理論教育及び実務教育のいずれについても、教育方法として、1年次は1クラス25名、2年次は1クラス40名を標準とする少人数教育を行い、徹底した双方向の教育を目指します。教員と学生及び学生同士のディスカッションを多用することにより、理論や実務についての理解を効果的に深めるとともに、法曹にとって重要な、理解力・表現力・説得力等のコミュニケーション能力を向上させることを狙いとしています。

法曹への道を目指して

入学までに十分な法学知識を修得していない者(法学未修者)は3年間で、既に十分な法学知識を有している者(法学既修者)は2年間で、それぞれ法科大学院の課程を修了することが前提とされています。入学申請時に2年間で修了を希望した者については、法学(基本的な科目)に関する筆記試験(必須)及び法科大学院法学既修者試験(任意)の成績によって、法学既修者としての入学を認め第2年次からの科目履修を認めます。その他の者については、法学未修者として第1年次からの科目履修となります。



L1科目 第1年次

第1年次は、第2年次以降の学習を効率的に行うため、法学の基礎的な知識を修得します。憲法、行政法、民法I、民法II、民法III、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法という最も基本的な法律科目がすべて必修科目として提供されます。

第1年次科目

(30単位必修)

憲法(4単位)／行政法(2単位)／民法I(4単位)／民法II(4単位)／
民法III(4単位)／刑法(4単位)／商法(4単位)／民事訴訟法(2単位)／
刑事訴訟法(2単位)

※1年次修了認定

1年次には、上記1年次科目のほか、リーガル・リサーチ(2単位)のみ履修することができます。

1年次修了試験で1年次科目のうち、1科目でも不合格になると2年次に進級することができません。ただし、1年次科目の授業科目30単位をすべて取得できなかった者のうち、一定の要件を満たす者については、進級と、2年次に配当される授業科目の履修が認められます。

L2科目 第2年次

第2年次以降には、法科大学院の学生すべてにとって必修となる科目—基幹科目および実務基礎科目—が配置され、将来法曹として活動するために必要不可欠な法曹実務の基本について、2年をかけて重点的な教育が行われます。また、学生は、以上の必修科目を受講すると同時に、基礎法・隣接科目群及び展開・先端科目群の中から、将来における自己の専門性を見据えて、自由に科目選択し履修することができます。

基幹科目

(28単位必修)

実務民事法(14単位)

この授業では、1年次ないし学部段階において得た、民法、商法、民事訴訟法に関する基本的な理解を前提とし、それらの法律が、実際の裁判において、どのように適用されるのかを学ぶことを目的としています。

実務刑事法(8単位)

刑事法に関する基本事項の理解を前提に、重要判例を素材として、そこで生じている法的諸問題につき、適切な解決を導き出すために必要な能力を高めることを目的としています。研究者教員と実務家教員とが緊密な連携を図った上で、体系的な知識の確認にも意を配りつつ、実務の基礎にある論理に対する各学生の理解が深まるよう、双方向的な授業を行います。

実務公法(6単位)

憲法訴訟および行政訴訟に関する訴訟実務を対象とした憲法・行政法上の専門的諸問題について詳細に検討します。その際、戦後の最高裁判例および下級審の重要判例を訴訟法的視座から再点検する徹底したケーススタディを行います。

基幹科目としては、実務民事法(14単位)、実務刑事法(8単位)および実務公法(6単位)の3科目が配置されます。いずれにおいても、伝統的な実定法学分野ごとの専門科目に細分化せずに、大きくりの枠組のなかで、主として2年次に総合的に学習することが予定されています。いずれの科目においても、1クラス40名程度の少人数クラスを複数の教員(研究者および実務家)が共同して担当し、実際の裁判を常に念頭に置きつつ、実務及び理論双方の観点から、実体法と手続法を総合的に学ぶことを通じて、法曹としての基本的な能力を涵養することを目的としています。

※2年次修了認定

2年次には、「基幹科目」28単位及び「実務基礎科目」「基礎法・隣接科目」「展開・先端科目」群の科目から、2年次にも履修可能な科目8単位分を履修することができます(2年次における最大履修登録単位数は合計36単位です)。

2年次修了試験で上記「基幹科目」の1科目でも不合格になると3年次に進級することができません。

L2・3科目 第3年次

実務基礎科目

(10単位必修、2単位以上選択必修)

実務基礎科目は、法曹実務における高度な技能を修得させるために、実例ないし事例を使って実務の疑似体験をさせるものです。具体的には、法曹倫理、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習、民事要件事実基礎を必修科目として、また、刑事事実認定論、リーガル・リサーチ、リーガル・クリニック、ローヤリング等を選択必修科目として開講します。

法曹倫理(2単位必修)／民事・行政裁判演習(3単位必修)
刑事裁判演習(3単位必修)／民事要件事実基礎(2単位必修)
刑事事実認定論(2単位)
リーガル・リサーチ(2単位 L1、L2配当)
リーガル・クリニック(2単位)／ローヤリング(2単位)
エクスターンシップ(2単位)／模擬裁判(2単位)

基礎法・隣接科目

(4単位以上選択必修)

基礎法・隣接科目では、法と哲学、法と歴史学、法と社会学、法と経済学、法と政治学といった、様々な隣接学問領域との関係において法現象のもつ意義を学びます。将来の実務法曹にとって、このような隣接諸科学との関連において法学を学ぶことは、その視野を拓くために重要です。また、これらの科目を履修することによって、法学全体を体系的に理解するための様々なアプローチを知ることができるでしょう。

日本法曹史演習／西洋法曹史／実務法理学I、II
実務外国法／ヨーロッパ法(EU法)／現代アメリカの法と社会
法と経済学／外国法文献研究I、II、III

展開・先端科目

(22単位以上選択必修)

展開・先端科目は、法学の高度化・複雑化・専門化が今後ますます進むとともに、法曹には広い視野が必要とされることに鑑みて、先端的現代的分野、国際関連分野、学際的分野を対象として開講される科目です。具体的な科目については、下記の一覧を参照して下さい。各学生は、自らの関心と将来予定している活動分野などを念頭において、これらのうちから22単位以上を自由に選択して履修することによって、将来法曹として活躍するために必要な、広い視野と専門性を涵養することができるでしょう。

消費者・家族と法／民事特別法／民事法発展演習
医事法／環境法I*／環境法II*／金融商品取引法
金融法／経済法I*／経済法II*／企業法務演習I、II
商取引法演習／民事執行・保全法／倒産法*／応用倒産法*
国際民事訴訟法発展／実務労働法I*、II*／社会保障法
知的財産法I*、II*／知的財産法発展*／租税法基礎*
刑事実務演習I、II、III／少年法・刑事政策／国際法発展*
国際法発展演習*／国際人権・刑事法
トランスナショナル情報法／実務国際私法I*、II*
ジェンダーと法演習／比較憲法発展／リサーチペーパー

*は司法試験選択科目対応科目

※3年次修了認定

3年次における最大履修登録単位数は44単位です。

各科目群から必要とされる単位を合計96単位(法学既修者については合計66単位)取得することが、修了の要件です。

■L1～L3年次の履修例として、次のモデルが考えられます。(※は必修科目)

L1年次

■第1年次科目(30単位必修)

憲法(4単位)※／行政法(2単位)※
民法I(4単位)※／民法II(4単位)※
民法III(4単位)※
刑法(4単位)※／商法(4単位)※
民事訴訟法(2単位)※
刑事訴訟法(2単位)※

■実務基礎科目
(10単位必修・2単位以上
選択必修)

リーガル・リサーチ(2単位)

L1年次には、第1年次科目30単位の他に、リーガルリサーチ(実務基礎科目)を履修することができます。

L2年次

■基幹科目(28単位必修)

実務民法(14単位)※
実務刑法(8単位)※
実務公法(6単位)※

■実務基礎科目
(10単位必修・2単位以上
選択必修)

法曹倫理(2単位)※
民事要件事実基礎(2単位)※

■基礎法・隣接科目
(4単位以上選択必修)

実務法理学I(2単位)／実務外国法(2単位)

L2年次には、「基幹科目」28単位の他に、「実務基礎科目」「基礎法・隣接科目」「展開・先端科目」群から8単位分履修することができます(L2年次の最大履修登録単位数は合計36単位です)。この例では、法曹倫理、民事要件事実基礎、実務法理学I、実務外国法の4科目を履修し、「基幹科目」28単位とあわせ、L2年次に36単位修得しています。

L3年次

■実務基礎科目
(10単位必修・2単位以上
選択必修)

民事・行政裁判演習(3単位)※
刑事裁判演習(3単位)※

■展開・先端科目
(22単位以上選択必修)

消費者・家族と法(2単位)
民事法発展演習(2単位)
医事法(2単位)
経済法I(2単位)
倒産法(2単位)
実務労働法I(2単位)
社会保障法(2単位)
租税法基礎(2単位)
刑事実務演習I(2単位)
国際人権・刑事法(2単位)
ジェンダーと法演習(2単位)

L3年次に履修登録できる合計単位数の上限は44単位です。この例では、L3年次に28単位履修しています。

■L2・3年次の履修モデルにしたがって時間割(前期)を組むと次のようになります。

L2年次						L3年次						集中 講義	
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金		
1	8:50～ 10:20	実務 民法		実務 民法	実務 刑法	実務公法	1	8:50～ 10:20	刑事裁判 演習				実務 労働法Ⅰ 8/17～ 8/21
2	10:30～ 12:00		実務 刑事法	実務公法	民事要件 事実基礎	実務 民法	2	10:30～ 12:00					
3	13:00～ 14:30					実務 外国法	3	13:00～ 14:30	経済法Ⅰ		刑事裁判 演習	社会 保障法	
4	14:40～ 16:10						4	14:40～ 16:10		民事・行政 裁判演習	刑事裁判 演習	倒産法	
5	16:20～ 17:50					実務 法理学Ⅰ	5	16:20～ 17:50	医事法		民法 発展演習	消費者・ 家族と法	
6	18:00～ 19:30						6	18:00～ 19:30		刑事実務 演習Ⅰ		ジェンダー と法演習	

1 特色 少人数教育



25名(1年次)及び40名(2年次)を標準とした少人数教育を行います。第1年次科目と第2年次基幹科目の授業では、学生は固定席に座り、教員は学生の顔写真が入った座席表を持って授業に臨みます。大学の大講義室というより中学・高校の教室を思い浮かべて下さい。教員が学生一人一人の名前と顔を把握しているので、教える側も教えられる側も親密度や緊張感が高くなります。



2 特色 ソクラテス・メソッド

対話型双方向授業に伴う、授業の予習・復習のための課題を出します。対話型双方向授業の実践も、6年度目を迎え、より一層の充実を目指して取り組んでいます。事前の十分な予習が不可欠ですから、毎回の授業ごとに、インターネットを通じた教育研究支援システム(TKC)を通じて、予習の課題を明確に示すようにしています。

また、メール等による質問も随時受け付け、授業外でも双方向となるように心がけています。

3 特色 授業評価

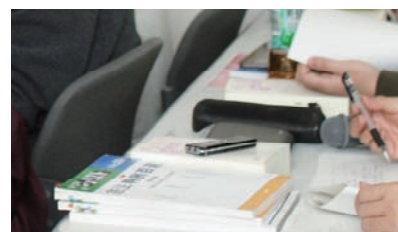
授業の質を向上させるために、学生による授業評価アンケートと教員による授業参観に基づく相互評価システムを導入しています。前者は、当該科目の最終回に受講学生にアンケートを記入してもらうものであり、後者は、他の教員が事前に授業の概要を理解した上で授業を参観し、その感想をアンケートとして提出するというものです。両者の集計結果及び自由記述欄の意見は、授業改善の基礎資料として活用しています。

4 特色 オフィス・アワー制

教員と学生との間の密度の濃い対話を通して、教員は学生の理解の度合いを確かめるとともに、個々の学生の資質や将来の希望を把握することにより、履修科目選択の方向性についてアドバイスします。

5 特色 成績評価

成績評価に関しては、ランクをAA、A、B、C、Dとして(Dランクは不合格です)、厳格に採点しています。授業中の解答や発言、課題に対する取り組みも成績評価の重要な要素となります。また、課題の講評を通じて、学生諸君は現在の自分の成績状況を知ることができます。



6 特色 試験の講評

教員は、科目を履修した学生全体の理解度・達成度の概況について、履修学生に講評を行います。成績評価の客観的基準については、成績評価・修了認定に際して考慮すべき項目について一定の客観的基準を設けています。



法科大学院での授業と学習が実際にどのように行われているか、 学生・教員それぞれの立場から語ってもらいました。

学生の声 Voice

L3年次在学
乙村 理央

私は、本学に未修コースで入学し、現在L3として本学に通っています。

L1年次は基本的・理論的な知識をつけるための講義・学習が行われています。他学部卒で、入学時点ではほぼ法律に触れた事が無かった私にとっては、基本書の記載も、勉強方法も、何が分からないのかすらも分からないと言った状況にありました。それでも、1年で既修レベルの能力を身につけなければなりませんので、講義とその予習・復習を基礎として、日夜自習室で必死に知識を詰め込んでいました。

L2年次では、理論的な知識を応用し、具体的な事案の処理をする能力を養うことになります。この1年は、L1年次と比べても膨大な量の予習課題と試験が課される事になるため、ロースクールにおいて最も厳しい1年と言われ、その実、L3生の多くは「L2は毎日がキツかった」と言っています。

教員の声 Voice

教授／刑法
成瀬 幸典

東北大学法科大学院の刑事法分野は、法曹として活躍するために必要と考えられる基礎的能力を3年間で段階的に修得することができるように、体系的にカリキュラムを編成しています。具体的には、1年次に、刑事法に関する理論的な知識の習得を目的とした科目として「刑法」と「刑事訴訟法」を、2年次に、理論的知識を前提に、与えられた事案に含まれる問題点を発見し、具体的な事実を指摘しながら、その問題に対して適切な法的解決を提示する能力を養うことを目的とした科目として「実務刑事法」を、3年次に、具体的な事件を素材にして、証拠の評価・事実の認定などを実際に経験することを通じて、刑事手続に携わる実務法曹に必要な基本的知識・技能を習得することを目的とした科目として「刑事裁判演習」を設けています。また、科目の特徴に応じた教員の配置がなされており、1年次科目は、研究者教員が、2年次科目は、研究者教員と実務家教員とが共同して、3年次科目は、実務家教員が講義を担当しています。私は、刑法の研究者教員として、「刑法」と「実務刑事法」の講義を担当していますが、写真の風景は、刑法に関するものですので、ここでは刑法について書きたいと思います。



試験については、その量もさながら、評価も甘くはない（先生方は甘いと言いますが）ため、時間的にも精神的にも厳しい1年と言えます。

その様な厳しい2年でつけた能力を前提に、今はL3として、より実務的な観点からの講義・学習に臨んでいます。無論、私一人でそこまでの力をつけることが出来たわけではありません。その為に大いに力を貸してくれる先生方と多くの友人が身近にいたことが、私にとっては大きなことであり、その点はロースクールにおける最大のメリットの一つであると私は考えます。

先生方は講義後やオフィスアワーでも、学生の質問に対し熱心に答えて下さいます。講義や復習で不明だった点もそのように消化できることは非常に大きな助けとなります。

初学者の私は、友人に不明な点を聞くことも多く、その助力は多大なものでした。また、友人と自主ゼミを組んで共に勉強をするという者も少なくありません。

以上のような厳しくも充実した環境の中、それぞれが抱く理想の法曹像に近づくべく、本学の学生は日々努力を重ねています。

法科大学院の刑法の講義は、法学未修者（1年次生）が、刑法総論（ある行為を犯罪と認めるために満たしていなくてはならない要件を明らかにする分野）と刑法各論（殺人罪などの個々の犯罪を扱う分野）に関する基本的知識を習得することを目的としています。これは、従来から法学部で行われていた刑法の講義と内容的にほとんど同じものです。ただ、法科大学院の刑法の講義の時間数（単位数）は、法学部の刑法総論・各論の講義の半分程度ですので、法科大学院の学生の皆さんの負担、とりわけ自習の負担は、かなり重いものとなっています。特に、初めて刑法を学ぶ人が、慣れない言葉遣いで書かれている刑法の教科書等で予習しながら、知識の定着を図るために復習もするというのは、かなり厳しいようで、最初の半年間は、「指定された文献を読むだけでも大変です。」とか、「何が分からないのかも分かりません。」という意見を聞くことがしばしばです。刑法の講義では、法科大学院での講義用に作成した独自の教材を学期の初めに配布し、予習・復習をしやすいように努めていますが、やはり、予習・復習は大変なようです。しかし、毎年、後期の半ば頃になると、講義の中での質疑応答や講義後の質問の内容などから、徐々に刑罰的思考に馴染んできている人が増えてきているように感じようになります。知識の量は、十分でないことが少なくありませんが、問題に対して法的に考える姿勢のようなものが芽生えてきているのでしょう。このことは、他学部出身者であるか、法学部出身者であるかではなく、むしろ、コツコツと地道な勉強を続けてきたかどうかに関係しているように思います。特に、社会人を経て入学された他学部出身の人などは、勉学意欲が高く、伸びることが多いように思います。熱意と継続が、個々の学生の能力を開花させる瞬間を目の当たりにすることができるのは、法科大学院で教育に携わることの大きな喜びの1つです。



東北大学法科大学院の属する片平キャンパスは、高等裁判所、高等検察庁、弁護士会など、法曹の活動する中心地に隣接しており、学生のみなさんは、東北大学法学部発祥の地でもある片平の伝統溢れる環境の中で学ぶことができます。20世紀初頭、文豪・魯迅が学んだ階段教室は、式典や講演会を行う際に利用されます。

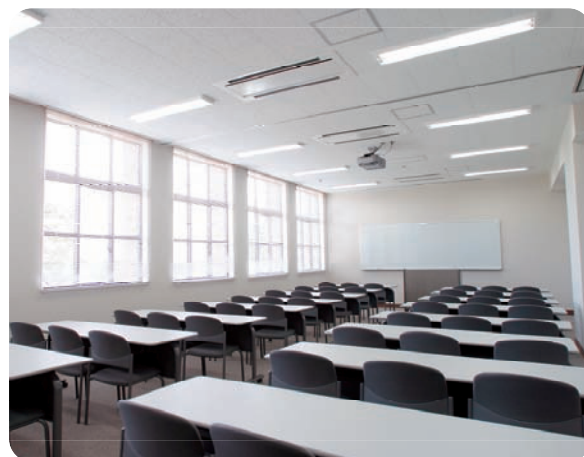


演習室／

研究者教員、実務家教員によって、理論・実務の両面にわたる、密度の濃い授業が行われます。

法政実務図書室／

学習に必要な基本的な文献・雑誌、判例集などが配架され、コピー機も利用できます。また、配置されたパソコンを利用して、DVDやCD-ROM等デジタル化された判例・法令・雑誌論文データベースの検索・閲覧が可能です。川内地区にある東北大学附属図書館や法学部図書室の資料も利用できます。



教室／

主として、第1年次科目、基幹科目、実務基礎科目が開講され、1クラス25名(1年次)及び40名(2年次)を標準とする少人数・双方向の授業が行われます。



自習室／

法科大学院の学生1人ずつに机が割り当てられ、24時間利用できます。無線LANを利用することによって、各自のコンピュータ端末から、ネットワークに接続することが可能です。



パソコン室／

配置されたパソコンを利用して、いつでも自由に情報を検索・収集することができます。



第4講義室・模擬法廷／

授業(模擬裁判)を行うための設備です。



心豊かな法曹になることを目指して

石井 彦壽 教授(実務民事法等担当)

21世紀のわが国が進むべき方向は、行政指導などの事前規制・調整型社会から脱却し、国民が透明、公正なルールのもとに自己責任原則によって自由に行動する事後監視・救済型の社会であるとされています。

事後監視・救済を担うのは法を適用して解決する司法であり、司法が充実、強化されないと社会は無秩序、無責任なものとなってしまいます。更には、公正かつ有効な競争のためには、企業においてもコンプライアンス(法の遵守)が要請されるのみならず、紛争の事前予防も当然必要とされるはずであり、このた

めの法曹の果たすべき役割も重要となります。

また、競争社会、市場経済には、必ずリスクが伴い、優勝劣敗の原理が支配します。悪徳商法の被害者となる人も出ます。これを自己責任として、放置できない場合もあるはずです。このため、敗者となった人を救済するためのセーフティネットとしての司法の役割も重要となります。

いずれにしても、21世紀の日本においては、これまでも増して、法曹の果たすべき役割が大きくなり、これを養成するための新たな制度として法科大学院が設けられることになった訳です。

ところで、プロフェッションとは、語源的には、神の前で宣言するという意味があり、古来、聖職者、医師、法曹の職業を意味していました。そして、これらの職業の特徴として、専門的な学識、倫理性、職業遂行における私利、私欲の排除、公共への奉仕等があげられております。そして、プロフェッションに属する人間は、学問的に磨き上げられた高度の技術(a learned art)を追求する人間であり、いわば学問と密着した職業であることがプロフェッションの要件であるとされています。

皆さんも、21世紀の日本を平和で秩序ある社会とするために、東北大学法科大学院において、学問的に磨き上げられた高度の技術を身につけ、心豊かな法曹になることを目指してみませんか。

私は、このプロフェッションの語源と35年間の裁判官としての実務経験から体得したことに基づいて、法曹を志す皆さんを全力を挙げて応援したいと願っております。そして、東北大学法科大学院の教育により、社会への貢献を果たすことのできる法曹が将来数多く巣立っていく姿を見ることが、私たち教員の心からの願いです。

法曹を真剣に目指すみなさんへ

宮田 誠司 教授(実務刑事法等担当)

検察庁から実務家教員として東北大学法科大学院に派遣され、ようやく数か月が経ちました。前任地の司法研修所では司法修習生への検察実務教育に携わりましたが、現在は、法科大学院の目標である「理論と実務の架橋」を志向し、研究者教員や他の実務家教員の方々と協働しつつ、法科大学院生への刑事実務教育に携わっています。

法律実務家になるためにはまず法律知識の修得が必要ですが、これだけではもちろん足りません。法律実務家の職務は事案を法的に解決することですから、修得した法律知識を自在に使いこなす能力も求められます。では、そうした能力を身に付ければ十分なのでしょうか。答えは否です。

法律実務家が取り扱う事案は架空の事件ではなく、血の通った人間がかかわる生の事件です。そこでは種々雑多な諸事情が絡み合い、悲哀や憤り、恋愛感情や金銭欲など、様々な感情や思惑が背景にあることが多々ありますし、それらが表面に噴出していることも珍しくありません。刑事事件についていえば、事件には加害者や被害者のもとより、その家族、友人知己、近隣住民など、多くの人々がかかわるものです。こうした事案を目の当たりにし、単に法的に成り立ち得る結論を考えるだけでなく、事件にかかわる人々の心情や境遇にも思いをはせ、それらを踏まえた上で望ましい結末は何か、それは法的にみて支障があるか、その支障を除去するにはどうすればよいか、こうしたことに思案をめぐらせ、事案の妥当な解決を図ることも、法律実務家の重要な職務です。

私は現在、研究者教員と協働しての「実務刑事法」、他の実務家教員と協働しての「刑事裁判演習」などの科目を担当していますが、いずれにおいても多く具体的事案を題材にしています。私はこれらの科目を通じて、事案の妥当な解決が法律実務家の重要な職務であること、これは非常に悩ましい作業であり、だからこそやりがいもあることを伝えたいと考えています。

法曹への道は決して平坦ではなく、法科大学院における授業の内容を消化すれば足りるというものではありません。基幹は各自の不断の努力、自己研鑽であり、私ども教員はそのサポートをするにすぎないのです。しかし、私ども教員はみな、求められる限りこれに全力で応える用意があります。法曹を真剣に目指し、困難を承知の上で果敢に挑戦する、熱意あふれるの方々をお待ちしています。



大学院としてのロースクール

——高い志と豊かな人間性を備えた法曹・研究者を目指して



辻村 みよ子 教授(憲法、ジェンダーと法演習担当)

専門職大学院としての法科大学院(ロースクール)は、何を目標しているのでしょうか。言うまでもなく、司法研修所や司法試験予備校とは違います。実務研修や受験準備を主眼とするのではなく、「理論と実務の架橋」を目標に、高度な知識と豊かな教養を備えた「優れた法曹」を養成するための大学院です。

「専門職」大学院である以上、法学理論においても実務においても、高い見識・能力を身につけたプロフェッショナル(専門家)を育成することが目標です。とくに法律の専門家であるためには、社会問題・人権問題に敏感な、鋭い問題意識をもつとともに、人間関係の複雑さや苦悩に対応できる人間味あふれた「プロ」であることが求められます。東北大学法科大学院では、高度な専門知識と同時に豊かな人間性と人権感覚を備えた「一流」のプロの養成を目指しているといえるでしょう。

また、専門職「大学院」である以上は、法学部卒業生としての「法学士」とは異なり、「法務博士」の学位にふさわしい人材を育成しなければなりません。学識の高さはもちろん、深い洞察力と鋭い分析力、広い視野と国際性を備え、時には社会・政治・学説等に対する批判的検討を通して、法学理論を鍛え開拓するチャレンジングな精神も必要です。東北大学法科大学院では、各分野の第一線のスタッフとともに、時代のニーズに即した新しい学問にチャレンジするため、多くの「展開・先端科目」を開講しています。法科大学院を修了したのちに、研究大学院の博士後期課程に進学して研究者や法学博士を目指す道(法科大学院修了者特別選抜、新司法試験合格者特別選抜等)も用意されているのです。

私自身は、憲法学・比較憲法学の研究者として、基礎科目の公法(憲法)を担当するとともに、21世紀COEプログラム「男女共同参画参画社会の法と政策—ジェンダー法・政策研究センター」およびグローバルCOEプログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」拠点の成果を活かした展開・先端科目「ジェンダーと法演習」も開講しています。毎年多くの受講生とともに、日本社会に存在するジェンダー・バイアス(性差に由来する偏見等)や諸外国の取り組みなどについて、楽しく議論しながら学んでいます。

目線を上げて志を高くもち、豊かな人間性と社会性・国際性を備えた優れた法曹や研究者を目指して、皆さんとともに考え、一緒に議論できることを、心から楽しみにしています。

良い法曹を目指し、頭と腕と心を磨こう!

官澤 里美 教授(法曹倫理等担当)

この原稿を読んでいる君は、法曹を目指しているんだよね?

法曹は、勉強してきたことのすべてを駆使し、トラブルに巻き込まれて困っている人たちを助け、感謝されて収入もついて来る、こんなやりがいのある仕事はないよ!

ところで、私は、弁護士で法曹倫理の講義などを担当しているんだけど、ごくたまに法科大学院ではなぜ法曹倫理や新司法試験の科目以外の科目も勉強しなければならないんですか、との質問を受けることがあるんだ。君もそんな疑問を持っているかな?

でも、世の中の実際のトラブルは新司法試験の科目の知識だけでは解決できないことが多く、解決するためには幅広い分野の知識が必要となることが多いんだ。また、知識があっても、それを使いこなす技術がなければトラブルの解決はできないよね。そして、解決にあたる際の精神が間違っていると、トラブルを解決すべき法曹自体がトラブルに巻き込まれたり、ひどいときにはトラブルを起こしてしまうことさえあるんだよ。

もちろん、新司法試験には合格しなければならないけれど、それだけでは良い法曹にはなれない、いや普通の法曹にもなれないんだ。

だから、法科大学院では、良い法曹になってよい仕事ができるように、いろいろな分野の科目を勉強して頭を磨き、ローヤリングや実務系の科目で技術を勉強して腕を磨き、法曹倫理では精神を勉強して心を磨くんだよ。

東北大学の法科大学院では、君たちに良い法曹になってもらおうと、研究者・実務家が協力して幅広い科目を取り揃え、準備万端でぐすねひいて待っているんだ。弁護士になった私も時間があれば受けたいほどだよ。

さあ、良い法曹を目指し、一緒に頭と腕と心を磨こう!



I 入試関係

Q 平成22年度の入試に関するスケジュールを教えてください。

募集要項は7月上旬に公表予定です。入学試験のうち筆記試験については11月21日(土)を予定しています。

詳しくは、本法科大学院ホームページを確認してください。

本法科大学院ホームページ：

<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>

Q 合格者の決定方法について具体的に教えてください。

合格者の決定は、志願者の様々な成績を総合して判定を行います。

具体的にいえば、既修者については、成績証明書、志願理由書、適性試験(大学入試センターの実施する法科大学院適性試験または日弁連法務研究財団の実施する法科大学院統一適性試験)、本法科大学院の実施する法学専門科目筆記試験、面接試験などです。未修者については、成績証明書、志願理由書、適性試験、小論文試験、面接試験などです。

Q 学位授与証明書以外の資格証明書等(推薦状、語学能力証明書等)の添付は可能ですか。

各種資格証明書(各種職業資格、旧司法試験短答式試験ないし論文式試験の合格を証明できる書類、公的語学試験成績書等を含む)ないしはその複写物を、自由に添付することができます。

ただし、例えば、勤務先の会社の上司や在学・卒業大学の演習の指導教員等によって、その個人的評価・判断に基づいて作成されるいわゆる推薦状については、採点の対象とはしません。

また、未修者の選考においては、添付された各種資格証明書のうち、もっぱら専門的知識修得の有無を示すようなもの(旧司法試験短答式試験ないし論文式試験の合格を証明できる書類)は、採点の対象とはしません。

Q 未修者・既修者の決定方法やそれぞれの定員を教えてください。また、平成21年度は、未修者・既修者それぞれ何人入学したのでしょうか。

入学を希望する者は、予め入学申請にあたって、2年間での修了を希望するか否かを示すものとします。なお、平成17年度までの入試とは異なり、2年間での修了を希望した者に対して、法学未修者としての入学を認めることはありません。

平成22年度は既修者は55名程度、未修者は25名程度合格させる予定です。平成21年度は、既修者56名、未修者46名が入学しました。

詳しくは本法科大学院ホームページ上で確認できます。メニューの「入試情報」から「過年度入学試験結果概要」をご参照ください。

Q 東北大学以外で入学試験を受けることは可能ですか。

「第2次選考(11月下旬の小論文試験ないし法学専門科目筆記試験)」については、東京会場(お茶の水女子大学・東京都文京区大塚2-1-1)で受験することも可能です。なお、第3次選考は、東北大学会場のみです。

Q 過去の入試問題を入手することはできますか。

入試問題および出題趣旨をホームページ上でみることができます。メニューの「入試情報」から「過年度入学試験問題」をご参照ください。

Q 東北大学法科大学院の募集要項等の入手方法を教えてください。

①インターネット(携帯電話・パソコン)または自動音声応答電話をご利用下さい。

インターネット(携帯電話・パソコン)の場合		自動音声応答電話の場合	
 http://telemail.jp パソコン・携帯電話各社共通アドレス	QRコード ※携帯電話でQRコードを読み取り、アクセスした場合は資料請求番号の入力は不要です。		IP電話 TEL 050-2015-0555※ ※IP電話：一般電話回線からの通話料金は日本全国どこからでも3分毎に約11円です。

②資料請求番号(750050)をプッシュまたは入力して下さい。

③あとはガイダンスに従って登録して下さい。

請求方法についての問い合わせ先
テレメールカスタマーセンター
TEL 050-2015-5050(9:30~18:00)

※発送開始日までのご請求は予約受付となり、発送開始日になりましたら一斉に発送します。

※送料(240円を予定)は、お届けした資料へ同封されている支払方法に従いお支払い下さい。

Ⅱ 施設関係

Q 自習室はあるのでしょうか。
また、その利用時間はどうなっていますか。

自習室では、法科大学院の学生1人につき机1つずつ割り当てられ、24時間利用できます。無線LANを利用することによって、各自のコンピュータ端末から、ネットワークに接続することが可能です。

その他にコモンルームもあり、予復習の合間に、教員や友人とのコミュニケーションの場として利用できます。

Q インターネットへの接続設備はあるのですか。

自習室から無線LANを通じてネットワークに接続できるほか、パソコン室に配置されたパソコンを利用して、いつでも自由に情報を検索・収集することができます。判例・文献の検索には、インターネットを通じた法科大学院教育研究支援システム(TKC)も利用できます。

Q 法科大学院専用の図書室がありますか。

法政実務研修棟に公共政策大学院と共用の法政実務図書室があります。学習に必要な基本的な文献・雑誌、判例集などが配架され、コピー機も利用できます。また、配置されたパソコンを利用して、DVDやCD-ROM等デジタル化された判例・法令・雑誌論文データベースの検索・閲覧が可能です。

川内地区にある東北大学附属図書館や法学部図書室の資料も利用できます。

Ⅲ カリキュラム関係

Q 1年間の最大履修単位数を教えてください。

1年次生は32単位(必修30単位)、2年次生は36単位(必修28単位)、3年次生は44単位(実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目の必修を含む)です。

Q 司法試験の仕組みについて教えてください。

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを判定する試験であり、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行われます(改正後の司法試験法(平成17年12月1日施行)1条1項・3項)。試験は、択一式を含む短答式と論文式による筆記の方法により行われます(同法2条)。短答式試験と論文式試験は同時期に行われ、受験者全員が両方の試験を受けることになります。

司法試験の受験資格は、法科大学院課程の修了者(東北大学法科大学院においては法務博士(専門職)の学位を受けた者)及び司法試験予備試験の合格者を対象に与えられます。

なお、平成20年度の司法試験は、東北大学法科大学院修了者から127名が受験し、うち59名が合格しています。

Q 標準の修業年限で修了できない場合、
留年できますか。

各年次ごとに、1年に限り再履修することができます。

Q 東北大学法科大学院では、司法試験に
対応した講義が開講されていますか。

もちろんです。短答式試験は、公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目)、民事系科目(民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目)及び刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目)の3科目について行われ、また、論文式試験は、公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目)、民事系科目(民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目)、刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目)及び選択科目(専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する1科目)の4科目について行われます。

東北大学法科大学院においては、2年次配当の基幹科目(実務公法、実務民事法及び実務刑事法)がこれに対応する講義であり、選択科目についても、多種多彩な展開・先端科目を用意しています。
(4ページ参照)

Ⅳ その他

Q 奨学金制度について
教えてください。

国の育英奨学制度である、日本学生支援機構奨学金を申請することができます。これまでのところ、東北大学法科大学院の学生は、I種(無利子貸与)・II種(有利子貸与)の種類を問わなければ、申請をしたほぼすべての方に奨学金の貸与が認められています。

また、独自の奨学金制度として、東北大学法科大学院の学生のうち、成績優秀者10名(1年次生3名、2年次生7名)に、「JR東日本奨学生」として、奨学金20万円を給付します。選考基準は、1年次生については、当該年度の第1年次科目単位加重総得点の高得点者上位3名、2年次生については、当該年度の基幹科目単位加重総得点の高得点者上位7名となります。

法学研究科長		法科大学院長	
芹澤 英明		坂田 宏	
リーガル・リサーチ、実務外国法、現代アメリカの法と社会、外国法文献研究I、トランスナショナル情報法		実務民事法、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、民事執行・保全法	
教 授			
石井 彦壽【実務家(裁判官)】		谷村 武則【実務家(派遣裁判官 教員)】	
実務民事法、民事・行政裁判演習、民事法発展演習、民事特別法		法曹倫理、民事要件事実基礎、民事法発展演習	
稲葉 馨		辻村 みよ子	
実務公法		憲法、ジェンダーと法演習	
植木 俊哉		中原 茂樹	
国際法発展、国際法発展演習		行政法	
大内 孝		成瀬 幸典	
西洋法曹史		刑法、実務刑事法	
岡本 勝		藤田 紀子【実務家(弁護士)】	
実務刑事法		民事・行政裁判演習、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、消費者・家族と法、民事法発展演習	
樺島 博志		水野 紀子	
リーガル・リサーチ、実務法理学I、実務法理学II、外国法文献研究II		民法I、民法III、実務民事法、医事法、消費者・家族と法	
官澤 里美【実務家(弁護士)】		宮田 誠司【実務家(派遣検察官教員)】	
法曹倫理、リーガル・クリニック、エクスターンシップ		実務刑事法、法曹倫理、刑事裁判演習、刑事事実認定論、模擬裁判、刑事実務演習II	
苦瀬 雅仁【実務家(環境省)】		吉原 和志	
環境法I		商法、実務民事法、金融商品取引法	
小粥 太郎		吉田 正志	
民事特別法		日本法曹史演習	
佐々木 弘通		渡辺 達徳	
比較憲法発展		民法II、実務民事法	
佐藤 裕一【実務家(弁護士)】			
ローヤリング、エクスターンシップ、民事法発展演習			
澁谷 雅弘			
租税法基礎			
准教授			
蘆立 順美		杉江 渉【実務家(特許庁審判官)】	
知的財産法I、知的財産法II、知的財産法発展		知的財産法I、知的財産法発展	
井上 和治		滝澤 紗矢子	
リサーチペーパー		経済法I、経済法II	
金谷 吉成		竹下 啓介	
リーガル・リサーチ		実務国際私法I、実務国際私法II	
河崎 祐子		嵩 さやか	
倒産法、応用倒産法		外国法文献研究III、社会保障法	
久保野 恵美子		中林 暁生	
民法I、実務民事法、医事法		実務公法	
桑村 裕美子		菱田 雄郷	
実務労働法II		民事訴訟法	
佐藤 隆之		森田 果	
実務刑事法、刑事訴訟法		実務民事法、法と経済学、企業法務演習I	
トーマス＝ベルンハント・シェーファー		米村 滋人	
外国法文献研究II		医事法	
清水 真希子			
商取引法演習			

法科大学院入試情報

入学許可者は、3年での修了を予定する者(以下「法学未修者」という)を25名程度、2年間での修了を予定する者(以下「法学既修者」という)を55名程度とする予定です。

法学既修者としての入学を希望していた者に対して、法学未修者としての入学を認めることはありません。

入学者選抜にあたっては、以下の資料を総合的に考慮します(正確な内容は、東北大学法科大学院募集要項にて確認下さい)。

一次選考

- ① 大学入試センターの実施する法科大学院適性試験
または日弁連法務研究財団の実施する法科大学院統一適性試験の成績
- ② 大学における成績の証明書
- ③ 志願理由書

二次選考

志願者のうち、3年間での修了を希望する者については、上記の①～③に加え、

- ④ 小論文試験(思考力、表現力等を問うもの)

志願者のうち、2年間での修了を希望する者については、上記の①～③に加え、

- ④' 法学(基本的な科目)に関する筆記試験
憲法／行政法／民法／刑法／商法／民事訴訟法／刑事訴訟法の7科目
- ⑤「法科大学院既修者試験」*において著しく優秀な成績をおさめた者については、選考の際に加点事由としますが、その際に必要な科目は、憲法・民法・刑法の3科目とします。

三次選考

志願者のうち、3年間での修了を希望する者については、上記の①②③④、

2年間での修了を希望する者については、上記の①②③④'⑤に加え、

面接試験(法律家としての資質・適格性があるかどうかを判断するもの。第二次選考に合格した者に対して行います。)

※なお、入学志願者数が募集人員を大幅に上回り、上記④④'の筆記試験を適切に実施できない場合には、第1段階選抜を行い、その合格者に対して第二次選考を行います(約5倍)。

*「法科大学院既修者試験」は、日弁連法務研究財団・商事法務研究会主催／法学検定試験委員会による短答式試験であり、平成21年7月26日(日)に、全国規模で実施されます。

入試日程

試 験 日	実 施 内 容	未修者	既修者
2009年6月14日(日)	法科大学院統一適性試験(日弁連法務研究財団)	●	●
2009年6月21日(日)	法科大学院適性試験(大学入試センター)	●	●
2009年7月	東北大学法科大学院募集要項発表(予定)		
2009年7月26日(日)	法科大学院法学既修者試験(日弁連法務研究財団)	×	▲
2009年10月7日(水)～14日(水)	願書受付期間		
2009年11月21日(土)	法学専門科目筆記試験	×	●
2009年11月21日(土)	小論文試験	●	×
2009年12月13日(日)	面接試験	●	●

東北大学法科大学院所在地MAP



TOHOKU
UNIVERSITY

TOHOKU UNIVERSITY LAW SCHOOL

東北大学法科大学院

◆お問い合わせは◆

東北大学 法学部・法学研究科 専門職大学院係
 〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1-1 TEL.022-217-4945
 ホームページ:<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>

2009年6月発行